令和８年２月２４日判決言渡　同日原本領収　裁判所書記官

令和７年（ハ）第９７５号　不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日　令和８年１月１３日

判　　　　　決

[redacted]

原　　　　　告　[redacted]

東京都千代田区九段南四丁目８番２４号

被　　　　　告　学校法人日本大学

同代表者理事長　[redacted]

同訴訟代理人弁護士　[redacted]

主　　　　　文

1　原告の請求を棄却する。

2　訴訟費用は、原告の負担とする。

事　実　及　び　理　由

第１　請求

被告は、原告に対し、１４万８５００円を支払え。

第２　事案の概要等

本件は、被告が運営する日本大学通信教育部に入学するために、入学諸費用として１４万８５００円を被告に納入した原告が、退学後、既納金の不返還を定めた学則は消費者契約法９条１項により無効であり、被告から教育サービスの提供が受けられなかったとして、前記入学諸費用１４万８５００円は不当利得に当たるとして、その全額の返還を求める事案である。

1　前提事実（争いのない事実又は各事項掲記の証拠により容易に認定できる事実）

(1)　原告は、被告が運営する日本大学通信教育部（以下、学校法人日本大学と併せて「被告」という。）に入学するため、令和６年５月２１日、入学諸費用

１４万８５００円を被告に納入し（甲１）、同月２４日までに出願し、同年６月７日、被告は原告の入学を承認した。

⑵　原告は、被告に対し、令和６年６月２４日、メールで、メディア授業のログインＩＤとパスワードが分からないなどの質問をしたところ、被告からは、同月２６日、メディア授業（前期）には受講申込をしていないためＩＤ・パスワードの付与がないこと、メディア授業（後期）の申込は同年８月下旬から受付開始するなどの回答があった。

⑶　原告は、ポータルサイトから、令和６年８月２５日に「英語Ⅰ」、「イギリス文学史Ⅱ」など計５教科の、同月２８日に「英語Ⅱ」など３科目の、同年９月１日に「ＴＯＥＩＣ」、「イギリス文学史Ⅰ」など９科目の、同月２日に「英語Ⅳ」など４科目の履修登録をした。

⑷　原告は、令和６年８月３１日、被告のホームページの問い合わせフォームにより、メディア授業の履修登録のあとどうしたらいいのかの問い合わせを行い、被告からは、ポータルサイトで、「９月中旬に受講許可と受講料納入の案内を送付」するなどの回答をした。

⑸　原告は、ポータルサイトから、令和６年９月１日に「英語Ⅰ」など５科目の、同月２日に「英語Ⅳ」など２科目のメディア授業の受講申込をした。

⑹　被告は、令和６年９月２０日、原告に対し、７科目１４万円の受講料納入通知書を発送した。

⑺　原告は、令和６年９月２５日、被告に対し、被告の理工学部ホームページの問い合わせフォームにより、メディア授業の受講料が払えない、仕事を休めずスクーリングを受講できないので退学も考えているが、退学した場合学費は戻らないのかと問い合わせを行い、同問合せの転送を受けた通信教育部会計課が、納入期限までに受講料の支払いがなかった場合、メディア授業を受講できない、学費については、入学要綱を引用して、学籍が生じているため返還できない旨回答した。

⑻　原告は、被告に対し、令和６年９月２８日退学願出をし、被告は、同年１０月５日に、令和６年９月２８日付けでの退学を承認した。

２　争点及びこれに対する当事者の主張

⑴　在学契約の解除により、原告の被告に対する既納金（入学諸費用）につき、被告に返還義務が生じるか。（争点１）

【被告の主張】

入学諸費用の返還について、入学許可日が令和６年４月１日以降の場合、入学許可日から起算して１４日以内に電話などで申し出たときには、入学辞退の扱いとして、返還に応じると規定して、入学要項に記載している。しかし、原告はこの期間を経過している。同期間後は、在校生として学籍を取得しているので、返還に応じない。

⑵　入学諸費用の不返還特約が、消費者契約法９条１項に該当し、無効となるか。（争点２）

【原告の主張】

被告は、原告に対し、①ＩＤやパスワードを発行せず、このため、原告は、オンライン授業にアクセスできない。②メディア授業の受講機会が一度も提供されていない。③リポート提出方式による学修方法も、教材の配布がなく、課題の提出や試験受験ができず、教育上の指導機会もなく、実質的に利用ができていない。よって、被告は、原告に対し、教育サービスの一切を提供していない。

入学諸費用の不返還特約は、消費者契約法９条１項が禁止する不当な損害賠償条項に該当し、無効である。

【被告の主張】

教育サービスが未提供であるとの事実は否認、ないしは争う。

入学諸費用の不返還特約が消費者契約法９条１項１号に該当し無効であるとの主張は否認、ないしは争う。

第３　当裁判所の判断

１　認定事実

前記前提事実のほか、証拠（乙１ないし３）及び弁論の全趣旨からは、次の事実を認めることができる。

⑴　入学諸費用１４万８５００円は、入学時にのみ必要な選考料１万円及び入学金３万円並びに年額で徴収される授業料１０万円、補助教材費５０００円及び校友会費３５００円の合計額である。

⑵　被告の通信教育部学則には、既納の学費は、いかなる事由があっても返還しない旨の条項があり、また、被告の令和６年度入学要項には、入学許可後の入学辞退の取扱いとして、入学諸費用の返還について、入学許可日が令和６年４月１日以降の場合、入学許可日から起算して１４日以内に入学辞退の申し出があった場合、選考料及び入学金を除く入学諸費用を返還する旨の記載がある（以下、全体として「本件不返還特約」という。）。

⑶　被告における学修方法としては、①リポートの提出と科目修得試験による方法（以下「通信授業」という。）、②インターネットを利用して授業を受けるメディア授業（以下「メディア授業」を含むスクーリングによる方法（以下「スクーリング」という。）、③リポートの提出とスクーリングを併用する方法、及び④スクーリングと科目修得試験を受験する方法があり、前記授業料１０万円は、通信授業の授業料及び３２単位を上限とする教材費が含まれている。

⑷　学生が、メディア授業あるいはスクーリングを受講するためには、前記授業料のほかに、メディア授業受講料あるいはスクーリング受講料を支払う必要がある。

⑸　学生が、通院授業を受講するためには、履修登録を行い、前記⑶記載の教材を受け取るには、大学に対して配本申請をする必要がある。

⑹　被告は、前記前提事実⑶記載の通信授業の履修登録はしたが、通信授業の

配本請求をしていない。

(7)　被告は、前記前提事実(5)記載のメディア授業の受講申込をしたが、メディア授業受講料を支払っていない。

2　争点に対する判断

(1)　争点1（在学契約の解除により、原告の被告に対する既納金（入学諸費用）につき、被告に返還義務が生じるか。）について

ア　前記前提事実(1)記載のとおり、原告は被告に対し、入学諸費用を納入して被告への入学を出願し、被告は原告の入学を承認している。したがって、遅くとも同日までには、原告と被告との間に、在学契約が成立し、学則や入学要項等の記載について、原告・被告間で合意がなされたと認めることができる。

イ　本件入学納付金のうち、選考料1万円及び入学金3万円は、特段の事情のないかぎり、学生が当該大学に入学し得る地位を取得するための対価としての性質を有するものであり、大学が入学を承認した学生を受け入れるための事務手続等に要する費用にも充てられることが予定されているものと解されるところ、原告に対しては、既に選考が実施され、入学が承認されていることからは、その後に退学届を提出して、在学契約が解除されても、在学契約の解除は将来に向けてその効力を失うことからは、選考料及び入学金については、被告においてこれを原告に返還する義務は生じない。

　この点では、選考料及び入学金に関しては、本件不返還特約は注意的な定めに過ぎない。

ウ　一方、入学諸費用のうち授業料、補助教材費及び校友会費（以下、併せて「授業料等」という。）については、本件の在学契約の解除（退学届とその承認）は、令和6年9月28日付けであり、原告の入学が承認され、手続きが完了した令和6年6月13日から3月以上経過していることからは、本件不返還特約により、被告は、授業料等の返還義務を負わないというべ

きである。

(2) 争点2（入学諸費用の不返還特約が、消費者契約法9条1項に該当し、無効となるか。）について

ア 授業料等の不返還特約については、在学契約の解除に伴う損害賠償額の予定又は違約金の定めの性質を有するものと解することが相当であるとされ、そのうえで、在学契約の当事者である学生と大学は、それぞれ消費者契約法2条1項に定める消費者と同条2項に定める事業者にあたり、在学契約は同条3項所定の消費者契約に該当する。そうすると、消費者契約に該当する在学契約に係る不返還特約は、違約金等条項に当たるというべきである（最高裁判所平成18年11月27日第二小法廷判決参照）。

イ そうすると、本件不返還条項も消費者契約法9条1項1号の規定により「当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者に生ずべき平均的な損害（以下「平均的損害」という。）を超える部分が無効とされる。

ウ この点、前記前提事実及び認定事実によると、原告は、令和6年6月7日に被告への入学を承認され、退学が承認された同年9月28日までの間、履修登録やその他の相談を被告に対して行っている。

また、被告による教育サービスの提供がなかったと主張するが、前記原告の主張のうち、①及び②の「IDやパスワードを発行せず、このため、原告は、オンライン授業にアクセスできない。」、「メディア授業の受講機会が一度も提供されていない。」との点は、そもそもメディア授業は前記入学諸費用の授業料等により受講できるものではない、別途メディア授業受講料が必要となるところ、原告はこれを納めていないことからは原告の主張は失当である。また、③の「リポート提出方式による学修方法も、教材の配布がなく、課題の提出や試験受験ができず、教育上の指導機会もなく、実質的に利用ができていない。」との主張については、教材の配布がないとの点は、原告からの配本申請がされていないためであること、前記前提事

実や認定事実からは、課題の提出や試験の受験ができず、教育上の指導機会もなく、実質的に教育サービスを受けていないとの原告の主張を認めることはできない。

そうすると、被告は、原告に対し、教育サービスの提供をしていないとの原告の主張は認められず、原告において、本件不返還特約の全部または一部が平均的な損害を超えて無効となる部分があるとはいえず、その他、原告において平均的損害を超える旨の立証がされているとはいえない。

したがって、被告において、授業料等の返還義務を負わない。

3　以上によると、原告が被告に納入した入学諸費用１４万８５００円は、いずれの部分も法律上の原因なく、被告が利益を得て、そのために原告に損害を及ぼしたと認めることはできない。

第４　よって、原告の請求には理由がない。なお、原告は、本件口頭弁論終結後の令和８年１月３０日付で、請求減縮申立書を提出し、請求額を１０万円に減縮しているが、請求の減縮申立は、訴えの一部取下げと認められるところ、被告は同申立に応答しない。したがって、訴えの一部取下げに同意しないものとして、主文のとおり判決する。

神奈川簡易裁判所

裁　判　官　小　野　　昭

これは正本である。
令和　8年　2月24日
神奈川簡易裁判所
裁判所書記官　林　　幸夫